

特別養護老人ホーム プレミア東松戸
短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護
重要事項説明書

<令和6（2024）年4月1日現在>

1. 設置者

法人の名称	社会福祉法人 白寿会
法人の所在地	東京都足立区扇1丁目3番地5号
代表者名	理事長 川名美枝子
電話番号	03-3890-3333

2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム プレミア東松戸
事業の種類	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
介護保険指定番号	1271207795
利用定数	10人
施設の所在地	千葉県松戸市紙敷297番2号
施設長名	加賀澤大助
電話番号	047-712-1165
FAX番号	047-712-1160

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	介護保険指定番号	利用定数
特別養護老人ホーム プレミア東松戸 (ユニット指定介護老人福祉施設)	1271207795	70人
特別養護老人ホーム東松戸 (多床室)	1271207803	30人
デイサービスセンター プレミア東松戸 (通所介護)	1271207787	30人
プレミア東松戸居宅介護支援事業所	1271207654	

4. 事業の目的と運営の方針

社会福祉法人 白寿会が開設する特別養護老人ホーム プレミア東松戸は、要介護状態にある高齢者に対し適切な短期入所生活介護を行うことを目的とします。

- ① 利用者が有する能力に応じて自律した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能維持、ならびに利用者家族の身体的・精神的負担を軽減するサービスを提供します。
- ② 家庭的な雰囲気有し、利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場にたった施設サービスを提供するように努めます。
- ③ 関係市区町村、地域の保険・医療・福祉サービス等との緊密な連携を図り、総合的なサービスを提供します。

5. 主な居室および設備の概要

居室および設備	数	居室および設備	数
ユニット（共同生活室）	1	浴室（一般浴・特殊浴）	6
		医務室	1
		エレベーター	2
個室	10		

6. 主な職員の人数

職種	常勤	非常勤	員数
施設長	1人		1人
生活相談員	1人以上		1人以上
介護支援専門員	1人以上		1人以上
介護職員	36人以上	22人以上	58人以上
看護職員	1人以上	3人以上	4人以上
嘱託医師	1人以上		1人以上
機能訓練員	1人以上		1人以上
管理栄養士	1人以上		1人以上

*施設長は同一建物の特別養護老人ホームの施設長を兼務しております。

7. 主な職種の勤務体制

職種	勤務形態			
介護職員	早勤	7:00~16:00	遅勤	12:30~21:30
	日勤(A)	8:00~17:00	夜勤I	16:30~9:30
	(B)	8:30~17:30	夜勤II	21:30~7:30
看護職員	早勤	7:30~16:30	遅勤	10:00~19:00
	日勤	8:30~17:30		(9:00~18:00)
	日勤帯以外については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。			

8. ご利用の予約について

ご予約方法・・・ご利用の予約は、利用を希望される期間の2ヶ月前から受け付けております。ただし、担当介護支援専門員よりの受付となります。ご家族からの受付はできませんのでご了承下さい。

9. 施設サービスの概要

(1) サービス利用料金(夜勤職員配置加算Ⅱ・機能訓練体制加算・サービス提供体制強化加算Ⅰ・介護処遇改善加算 8.3%介護職員特定処遇改善加算 2.7%介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%含む 単位数別紙参照。※要支援 1、2 の方は夜勤職員配置加算Ⅱが対象外)

基本料金表(1日あたり)

地域区分 5級地 10.55

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金		6,635円	8,144円	8,935円	9,737円	10,634円	11,478円	12,290円
介護保険 給付金額	1割	5,971円	7,463円	8,041円	8,763円	9,571円	10,330円	11,061円
	2割	5,308円	6,634円	7,148円	7,790円	8,507円	9,182円	9,832円
	3割	4,644円	5,804円	6,254円	6,816円	7,444円	8,035円	8,603円
自己負担分	1割	664円	814円	894円	974円	1,063円	1,148円	1,229円
	2割	1,327円	1,629円	1,787円	1,947円	2,127円	2,296円	2,458円
	3割	1,991円	2,443円	2,681円	2,921円	3,190円	3,443円	3,687円

4段階サービス利用料金(1日あたり)

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居住費		2,800円						
食費		1,800円						
自己負担合計 (日額)	1割	5,264円	5,414円	5,494円	5,574円	5,663円	5,748円	5,829円
	2割	5,927円	6,229円	6,387円	6,547円	6,727円	6,896円	7,058円
	3割	6,591円	7,043円	7,281円	7,521円	7,790円	8,043円	8,287円

3段階②サービス利用料金(1日あたり)

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居住費		1,310円						
食費		1,300円						
自己負担合計 (日額)	1割	3,274円	3,424円	3,504円	3,584円	3,673円	3,758円	3,839円

3段階①サービス利用料金（1日あたり）

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居住費		1,310円						
食費		1,000円						
自己負担合計 (日額)	1割	2,974円	3,124円	3,204円	3,284円	3,373円	3,458円	3,539円

2段階サービス利用料金（1日あたり）

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居住費		820円						
食費		600円						
自己負担合計 (日額)	1割	2,084円	2,234円	2,314円	2,394円	2,483円	2,568円	2,649円

*基本単位数

- ・要支援1 529単位
- ・要支援2 656単位
- ・要介護1 704単位
- ・要介護2 772単位
- ・要介護3 847単位
- ・要介護4 918単位
- ・要介護5 987単位

*単位数計算により多少の端数分誤差が生じる場合がございます。

*介護保険関係法令の改正等により給付額等に変更があった場合、変更された額に合わせて変更する場合は、事前にご説明し、ご承諾いただきます。

*送迎を行われた場合は、片道184単位(左記単位に介護職員処遇改善加算12.6%も加わります)が施設サービス費に加算されます。

*その他、以下の加算が追加される場合がございます。

加算内容	単位数/日	加算内容	単位数/日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18/日	夜勤職員配置加算(Ⅳ)	20/日
機能訓練体制加算	12/日	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100/月
個別機能訓練加算	56/日	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200/月
看護体制加算(Ⅰ)	4/日	送迎加算	184/回
看護体制加算(Ⅱ)	8/日	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3/日
看護体制加算(Ⅲ)イ	12/日	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4/日
看護体制加算(Ⅳ)イ	23/日	療養食加算	8/回
認知症行動心理症状緊急受入加算	200/日	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22/日
若年性認知症利用者受入加算	120/日	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18/日

職員をはじめボランティア、地域の方々の協力を得て行っていきます。

年間行事として、お花見や盆踊り、遠足、クリスマス、敬老会など四季にあわせた行事を催します。ご家族の方々にはその都度ご連絡いたしますので、お気軽にご参加下さい。

また、行事等によっては別途参加費等がかかる場合があります。

④ その他のサービスについて

介護保険の適用を受けられないサービス等については、原則としてお受けできません。

⑤ 利用料金の支払いについて

事業者は、当月の利用料金の合計請求書に明細を付して、翌月10日以降に入居者に通知します。利用料は利用者指定の金融機関口座からの自動引落をお勧めしています。その場合、請求当月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）の自動引落となります。自動引落によらない場合は、下記〈お支払方法〉によりお支払いいただきます。

〈お支払方法〉

① 当事業所の下記指定口座へのお振込み

（振込手数料は、利用者負担とします）

銀行名 三菱東京UFJ銀行 五香支店

口座番号 普通 0484196

口座名義 社会福祉法人 白寿会 理事 川名美枝子

② 上記の方法によることができない場合

ご相談させていただきます。

10. 代理人

契約締結にあたり、代理人を指名し契約書に署名捺印をお願いいたします。

11. 苦情の受付について

① 当施設における苦情受付窓口、第三者委員

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口（担当者）： 担当相談員

受付時間 8：30～17：30

電話番号 047-712-1165

・第三者委員 湯浅隆雄（町会長）、堀田重信（地域有識者）

② 行政機関等

・千葉県国民健康保険団体連合会 苦情処理窓口

電話番号 047-254-7428

・松戸市 介護保険課

電話番号 047-366-7370

・松戸市東部地域包括支援センター

電話番号 047-330-8866

12. 事故発生時の対応

事故発生には最善を尽くしますが、万が一、事故が発生した場合には以下の点に留意して対応させていただきます。

① 事故が発生した場合、あらかじめお知らせいただいている「緊急連絡先」へ速やかに連絡します。また、必要に応じて行政等への関係機関にも連絡します。

② 事故を調査した結果に基づいて、ご家族等にその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。

③ 事故後の対応は、利用者本人やご家族等へ、誠意ある態度で対応させていただきます。

④ 利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重大な過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または、損害額を減額されることがあります。

13. 急変時の対応について

① サービスご利用中に利用者が急変された場合は、予め頂いている「緊急時連絡表」の連絡先へ連絡するとともに、主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

- ② 受け入れ病院は、利用者の主治医が所属する医療機関または当施設の協力医療機関となるよう救急隊員に依頼しますが、その他の医療機関への搬送や、夜間、休日は救急指定病院への搬送となることがあります。
- ③ 救急搬送の際は可能な限り事前にご家族へ連絡致しますが、状況により事後となる場合もあります。
- ④ 利用者の状態によっては搬送先機関での緊急入院もあり得ますことをご理解下さい。
- ⑤ 緊急入院時でご家族との連絡がとれない場合に、受入医療機関の状況や定めにより差額ベッド代の利用や有償の付添人の依頼を行うことがあり得ますのでご了承下さい。その際の費用は利用者の負担となります。

1 4. 身体拘束について

- ① 施設サービスの提供にあたっては、利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、利用者またはその後家族へ対して事前に口頭および文書による説明を行い、併せて文書による同意を得ます。
- ③ 施設長を長とする身体拘束廃止委員会を随時開催し、緊急やむを得ず行う身体拘束について判断を行うとともに、常にその解消のため検討に努めます。

1 5. 高齢者虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止する委員会を開催いたします。

- ② 虐待が起こらないよう事前の措置として、高齢者虐待防止に関する指針を定め、職員の虐待防止意識の向上のため研修を開催し、虐待のない施設環境づくりを目指します。
- ③ 利用者の支援の場に虐待および虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは指導することといたします。また、利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、市町村への報告を行い、虐待防止の対応・対策を講じ、再発防止に努めます。

1 6. 利用中の医療行為等について

- ① 当施設では、看護師が健康管理のお手伝いをしていますが、サービスご利用期間中は利用者の主治医の診断による治療方針と方法が継続されます。
- ② 当施設では服薬等、必要に応じて施設で可能な医療的行為を実施しますが、医療の内容によってはサービスをご利用いただけない場合があります。
- ③ サービス利用中に行った処置等にもなう持ち込み以外の薬品や消耗品（ガーゼ等）は、利用者の負担として当施設よりサービス利用料にあわせて請求させていただきます。
- ④ 利用当日の体調（発熱・風邪等）によっては、利用を見合わせていただくことがあります。

1 7. 受診の依頼について

- ① サービスご利用中に、ご契約時またはご利用開始時と著しく異なる心身の状況が認められた場合や、他の利用者への影響が懸念される症状が認められた場合には、看護師または介護職員の判断により医療機関での受診をお願いする場合があります。
- ② 受診のための送迎・付添いは原則としてご家族にて対応となります。
- ③ 利用者の状態により必要に応じて当施設の福祉車両で病院までお送りする場合がありますが、その際は、短期入所生活介護送迎料金に準じて有償とさせていただきます。
- ④ 定期的な受診がサービスご利用中に予定されている場合は、ご家族により受診していただきます。

1 8. 感染症対策

感染発生時においても事業継続計画書に基づいて必要な介護サービスが継続的に提供できるように行ってまいります。

- ② 感染症の発生、まん延しないように必要な措置を講ずるように努めます。
- ③ 感染症発生及びまん延防止に関する指針の策定、委員会を開催し、研修や訓練の実施を行ってまいります。
- ③ 感染発生時においても事業継続計画書に基づいて必要な介護サービスが継続的に提供できるように行ってまいります。
- ④ 万が一、館内で感染症が発生した場合は、速やかにご家族に連絡し、ご利用の有無を確認させていただきます。拡大状況によっては予約の取り消しをさせていただく場合がございます。

19. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

(1) 面会について

面会については次のことをご了承下さい。

- ① 面会の際には面会簿にお名前、続柄をご記入下さい。
- ② 面会時間は きましたら午前10時から午後5時までをお願いいたします。
- ③ 利用者の中には飲み込みの悪い方、食物の量のコントロールできない方、腐敗の判断ができない方、医師から食事に対して注意を受けている方もおられますので以下のことについては特に注意して下さい。
 - ・食物の手土産は少量にてお願いいたします。
 - ・生ものは1回で食べきれだけの量にてお願いいたします。
 - ・他の利用者への差し入れはご遠慮下さい。
- ④ ご家族の方々の職員に対する心遣いは固くご辞退いたします。
- ⑤ 面会に来られた際、入口のある手指消毒器にて、手指の消毒をお願いいたします。施設内等での感染予防のためご協力のほどよろしくお願いいたします。

(2) 外出

ご家族が外出を希望される場合は、ご本人の体調が良ければ必要な時に自由にさせていただいて結構です。なお、所定の外出届に必要事項をご記入の上、提出して下さい。

(3) 居室・設備・器具の利用

施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従いご利用下さい。不適切なご利用により破損等が生じた場合賠償していただく場合がございます。

(4) 喫煙・飲酒

火災予防のため喫煙される方は所定の喫煙場所をお願いします。ライターは当施設にてご用意いたしますのでお持ちにならないで下さい。飲酒は、ご希望により主治医・家族の方との相談の上、夕食時に付けさせていただきます。

(5) 宗教活動・政治活動・迷惑行為等

施設内の他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はお断りいたします。騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないで下さい。施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

(6) 貴重品・現金等について

貴重品の持ち込みはご遠慮願います。原則として現金のお預かりはできません。独居生活の方等やむを得ない場合はこの限りではありません。

(7) 運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に

資する重要事項については閲覧可能なファイルにて事務所内に備え置く事に加え、ホームページなどのインターネット上で情報の閲覧が完結するように掲載・公表いたします。